



- 個人も組織にもリスキングの時代
- 譲渡しやすい・譲渡しにくいクリニック～第三者承継(M&A)～
- 歯科医院診療報酬改定～訪問診療導入のご検討を～
- 障害の年金について

個人も組織にもリスキングの時代

「日韓 GDP 逆転？」のニュース見出しに目が止まりました。かつて日本は、国内総生産(GDP)世界第 2 位となり米国を追い抜く勢いもありました。それが 2010 年に中国に追い越され、中国と日本の GDP は差が広がるばかりです。経済規模で、中国は日本の 3 倍の大きさまで成長しています。中国は人口が日本の 10 倍以上になるので、一人あたりに直して考えてみたいと思います。

アジア・太平洋地域の 18 カ国・地域を対象に 2035 年までの経済成長の見通しを試算した、「アジア経済中期予測(日本経済研究センター)」が、かなり衝撃的な内容になっています。この予測によると、日本は 1 人当たり名目 GDP が 2027 年に韓国、翌年に台湾を下回ると言われています。2000 年代半ばに、シンガポールに一人当たり GDP を追い抜かれましたが、**日本は規模だけでなく個の強さ、国際競争力においても衰退の一途を辿っています。**

OECD(経済協力開発機構、参加国 38 カ国)で比較すると、日本のピークは 1997 年で、一人当たり GDP は日本が 3 万 5035 ドル(約 403 万円)であり、ルクセンブルク、スイス、ノルウェーに次いで 4 番目でした。6 位の米国(3 万 1424 ドル)よりも 10%以上高く、OECD 平均値 1 万 8926 ドルの 2 倍近くの生産性トップクラスの国でした。また、労働者の平均賃金においても、日本は OECD で 3 番目という高賃金を実現していました。

これを、その後の 2019 年の一人当たり GDP の順位と比較してみます。米国は 6 位のままですが、金額は 6 万 5240 ドルへと 2 倍以上に成長しています。一方、日本は、4 万 292 ドル(463 万円)で 22 年間で、わずか 15%しか成長していません。38 カ国中 19 番目まで順位を落としています。残念ながら、日本は 1 人当たり GDP でも平均値程度の「凡庸な先進国」へと没落しました。**もし、相変わらずの停滞を続けるのであれば、韓国等の下位の国々に追い抜かれる予測は、確実な未来だと言えます。**

では、一人あたりの生産性を上げるには、**個々の組織はどのような取り組みをすべきなのでしょう。**そこで、一つ注目されているキーワードがリスキングです。リスキング(Reskilling)とは、職業能力の再開発、再教育のことを意味します。ヤフーでは、2 年かけて全社員 8000 人を再教育し、全社員が業務で人工知能を活用できる環境を目指しています。社内の技術者が人工知能を有効に扱える人材になれるように、データサイエンティストやデータアナリストという新しいスキルを学び直します。これまで IT とは遠かった間接部門の社員も、AI を実務で活用できるようになるためのスキルを身につけています。時代が人工知能へとシフトする中で、ヤフーという企業自体も人工知能に対応できる組織への変化を、この先のビジョンとしています。

情報処理推進機構(IPA)が米国企業 369 社、日本企業 553 社に行った調査によると、米国企業の 4 割弱は全社員にリスキングを実施し、選抜社員への実施企業を含めると 7 割を超える企業が社員の学び直しに力を入れています。一方で、日本企業は、全社員に再教育をしている企業は 10%以下、選抜社員の学び直しを含めても 20%前半であり、とても教育熱心とは言えない状態です。日本企業の多くは、社員研修予算がもしあったとしても、その内訳は新入社員研修が大半であり、一般の正社員の研修は、「法令の変更」「社内新システムの使い方」等、業務に直結するものばかりです。さらに、リスキング「再教育」という言葉を「リストラ候補組に入ったこと」として暗に捉え、敬遠する方もいます。**こうしたリスキング「再教育」に対する社内の体制や個人の認識について、見直す必要があるかもしれません。**

かつての日本は、半導体も世界一、ワクチン開発も世界一の最高水準の時代がありました。しかし、現在は、半導体も台湾企業に補助金を出して九州に進出してもらったり、国産ワクチン開発の遅れも問題視されています。長岡藩士小林虎三郎による教育にまつわる故事「米百俵の精神すなわち現在の食い扶持」にならって、教育に優先投資する姿勢は、脈々と私達の中に根付いているはずですが、**スタッフ採用力が低く、専門人材を適宜に雇用する事が難しい中小企業であればこそ、現在のスタッフのリスキングの必要性は高いはず**です。個人にとっても、組織にとっても、リスキング「再教育」が最重要課題となっているのではないのでしょうか。

成迫 升敏

譲渡しやすい・譲渡しにくいクリニック～第三者承継(M&A)～

最近では中小企業のM&Aは一般的になってきていますが、通常の業界に比べて、クリニックのM&Aは成約しにくい印象があります。買手先が医師という資格を持ったお相手に限定される事が理由として挙げられます。ただし、少ない買手先(ドクター)の中でも、50歳を過ぎてから病院の勤務医をやめて承継開業したいというニーズや、若いドクターでも低コストで開業したいというニーズが一定数ございます。今回は、譲渡しやすいクリニック、譲渡しにくいクリニックについてご紹介させて頂きたいと思います。



承継時のハードルの下げ方

クリニックのM&Aを成功に導くためには、**買手側の目線で考える事**が重要になります。新規開業に比べてM&Aは、投資コストが安く、患者が固定的にいて、従業員も新規に雇用しなくて良いという点で、金銭面の負担や労力の面で圧倒的なメリットがあります。

しかし、第三者が運営していたクリニックを承継する事になると、心情的なハードルがある事も事実です。そのため、いかに承継するハードルを下げてあげるかが重要になります。

表 M&Aを成功させる上でのポイント(クリニックの場合)

	譲渡しやすいクリニック	譲渡しにくいクリニック	ポイント
①財務	安定収入が見込める	財務内容をしっかり把握できていない。又は開示しない	・個人資産・事業用資産が明確に分かれているか ・決算書・固定資産台帳等の資料が整備されているか
②将来性	経営面、財務面での将来性がある	簿外債務等のリスクが大きい	・リース債務、連帯保証債務の把握 ・未払残業代、退職金未払の把握 ・訴訟・労務トラブル等はないか
③希望価格	手の出しやすい価格帯	売却時に希望条件が厳しすぎる、又は多すぎる	・希望価格が高すぎないか(営業権が高すぎる等) ・固定資産の購入・賃貸を選択できる
④タイミング	タイミング良く既存の患者を承継できる	決断のタイミングを逃し、患者数が減少している	・患者が切れ目なく引継ぎ可能な状況か
⑤従業員	従業員が比較的若く、継続雇用が見込める	従業員が高齢化しており、継続雇用が見込めない	・運営を継続できる職員体制・関係性があるかどうか

特に③の希望価格について、クリニックにおいては先生の属人的な要素が強く、第三者に承継した場合に患者や従業員が離れていくリスクがございます。従って、営業権の設定は一般的な業界より低めに設定するのが通常です。

また、④の承継するタイミングについて、万が一に先生が病気で倒れてしまった場合には、休診せざるを得なくなり、患者が離れてしまった状況では承継する価値がなくなります。早期に、元気なうちに、タイミング良く承継を検討する事が重要です。

弊社では事業承継に関する様々なお手伝いをしております。

事業の引継ぎに関してご不安な点、ご不明な点がございましたら有限会社長野県M&Aセンターまでお問い合わせいただければと存じます。

長野県 M&A センター 藤牧 秀明



—お知らせ—

9月2日(金)は会計部門休業日とさせていただきます。
ご迷惑をおかけ致しますがご理解の程よろしくお願い致します。



歯科医院診療報酬改定～訪問診療導入のご検討を～

2022年の診療報酬改定で、歯科訪問診療に関する報酬が手厚くなりました。外来診療を軸に置きつつ、訪問診療を補助的に行うという診療スタイルが、従来よりも取り組みやすくなったかと思えます。今回はその主な改定内容についてお伝えさせていただきます。



◆歯科訪問診療報酬の主な改定内容

① 訪問診療料 20分未満の枠が増点

訪問診療料については、下記図のように改正がありました。

R4改定後		同一の建物に居住する患者数		
		1人 歯科訪問診療 1	2人～9人 歯科訪問診療 2	10人以上 歯科訪問診療 3
患者一人につき 診療に要した時間	20分以上	1100点	361点	185点
	20分未満	770点 → 880点 改正前 → 改正後	253点	130点 → 111点 改正前 → 改正後

歯科訪問診療 1 を算定するケースで診療時間 20 分未満の場合の診療報酬 770 点が、880 点に増点となりました。2 人～9 人は変更なし、10 人以上は減点ということになります。歯科訪問診療 1 は、

② 口腔リハビリテーション指導管理料の増点

摂食機能障害等を有する患者に対して管理計画等を作成し、20 分以上必要な指導管理を行った場合に月 4 回まで算定できます。対象疾患に口腔機能低下症も加わり、また次のように増点になりました。

10歯未満	10歯～20歯未満	20歯以上
350点→400点	450点→500点	550点→600点

在宅患者の多くは口腔機能低下症を有していることが想定されるため、この点数増加の影響は大きいかと思えます。

③ 在宅療養支援歯科診療所 2(以下、歯援診 2)の条件緩和

過去 1 年間の歯科訪問診療 1・2 の算定回数が 10 回以上から 4 回以上に緩和されました。歯援診 2 の基準を満たすことで、歯科疾患在宅療養管理料や歯科訪問診療補助加算等の算定の際に、一般の歯科診療所よりも高い点数で算定することが可能となります。

◆訪問先はどのようにして開拓していく？

訪問診療先を増やしていく方法として、下記のような取り組みが考えられます。



・既存の患者様の中にニーズが無いか調査する

外来で通院されている患者様の中から、ご高齢者や障がいを持たれている方等、通院することが困難だと思われる方に対しアンケート調査や聞き取り調査を実施するとニーズを拾える可能性があります。

・ケアマネージャーへの営業活動

役場や WEB 等で近隣地域の居宅介護支援事業所一覧を確認し、歯科訪問診療のニーズのある方がいないか聞いてみる。もしケアマネージャーに直接会えるのであれば、その際に口腔ケアと健康寿命の関係性等を説明する資料等を渡せるようにしておくとう効果的です。

外来診療でお忙しい先生方にとって、訪問診療を行うことは時間的な制約やマンパワー、設備の問題等により、ハードルが高くなることが懸念されます。そのため、一気に対象を増やすのではなく、様子を見ながら徐々に増やしていく方針の歯科医院様が多くなれると思います。しかし、訪問診療を取り入れることで「か強診」の要件の一つでもある訪問診療料算定の要件を満たすことにもつながり、外来診療時の単価アップも狙えます。この機会に訪問診療の導入をぜひご検討ください。

前田 圭介

障害の年金について

「障害年金」は、以前にも当通信で取り上げましたが、顧問先・ご家族・従業員等から「メンタルクリニックに通っていますが、該当になりますか？」等とよくお問い合わせをいただきます。ご相談いただいた後には、「もっと前から知っていれば」とおっしゃられることも多いため、今回は障害年金について再度、取り上げさせていただきます。障害年金は、病気やけが等で一定の障害状態にあることに対して支給されます。しかし、受給できるのに受給していない場合があります。例えば、「働いていると受給できないと思われる場合」※1 や、「すでに障害状態にあるが病気治療中の場合」※2、「以前より障害が悪化したが、当時障害年金の申請をして受給できなかった場合」※3 等です。

※1 働いていても受給できる場合があります。

※2 初診日から1年6ヶ月を経過した日に障害状態にあれば受給できる場合があります。

※3 事後重症といえます。ただし65歳の誕生日の前々日までに請求が必要です。

■受給要件■

- i. **初診日要件**：初診日がいつで、どの病院で受診したのかを特定すること。
- ii. **制度加入要件**：初診日に年金制度に加入していること。(20歳未満、60歳以上65歳未満は除く)
- iii. **保険料納付要件**：以下のどちらかに該当していること。
 - ① 初診日の前々月までの年金加入月数の3分の2以上の月が、保険料納付済み又は免除されている
 - ② 初診日の前々月までの12ヶ月のすべての月が保険料納付済み又は免除されている
- iv. 障害認定日に障害の程度が**障害等級に該当していること**
(障害年金と障害者手帳は別の制度ですので、基準が異なります。)

障害年金受給の可能性のある主な疾病名の参考(一部の例示です)

- 肝硬変、慢性腎不全、糖尿病による合併症をお持ちの方
- 心筋梗塞や大動脈解離等、心疾患をお持ちの方
- 人工透析を受けている方
- 心臓ペースメーカー、人工弁をつけている方
- 脳出血や脳梗塞等で片半身が不自由な方
- 人工関節、人工骨頭を入れている方
- 精神疾患により、働くことや、日常生活を送ることが困難な方
(障害年金受給者の約30%は精神障害です)

近年、クローズアップされている若年性認知症(若年性アルツハイマー)も障害年金の対象となります。なお、障害認定基準は下記 QR コードでご覧いただけます。



■請求時期■

請求認定日(初診日から1年6ヶ月を経過した日又はその期間内に傷病が治った場合はその日)に障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分から障害年金を受け取ることができます。

(原則として65歳になる前に請求する必要があります。)

■障害年金額■

障害年金の額の計算方法は障害の程度(等級)によります。

障害年金の等級と受給額(令和4年度)

障害の程度	年金の金額	
	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	972,250円+※4	報酬比例の年金額×1.25+※5
2級	777,800円+※4	報酬比例の年金額+※5
3級	なし	報酬比例の年金額 (最低583,400円)

※4 子の加算額 ※5 配偶者の加給年金額 (配偶者や子には年齢制限があります。)

弊社では病院等と連携して障害年金に関する様々なお手伝いをしております。障害年金専門の担当者もおります。ご相談は初回無料になりますので、成迫社会保険労務士法人までお問い合わせいただければと存じます。

成迫社会保険労務士法人 中谷 幸喜